

# 熊本県公報

第 1 1 5 8 8 号  
平成 19 年 8 月 17 日 (金)  
(毎週 月・水・金発行)

## 目 次

- 告示  
土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定……………(砂 防 課) 1
- 電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律に基づく情報提供手数料の額……………(情報企画課) 4
- 掲載依頼  
熊本県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則……………(人事委員会) 5

## 告 示

### 熊本県告示第 705 号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成 12 年法律第 57 号)第 6 条第 1 項及び第 8 条第 1 項の規定により、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成 19 年 8 月 17 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

#### 1 山都町

(1) ア 土砂災害警戒区域の箇所名(番号)

金内川 2 (445-1-004)

イ 土砂災害警戒区域の所在地

山都町金内

ウ 土砂災害警戒区域の表示

次の図のとおり

エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

(2) ア 土砂災害警戒区域の箇所名(番号)

赤木川 (445-1-012)

イ 土砂災害警戒区域の所在地

山都町三ヶ

ウ 土砂災害警戒区域の表示

次の図のとおり

エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

(3) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名(番号)

宇土川-1 (445-1-022-1)

イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地

山都町川野

ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

次の図のとおり

エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成 13 年政令第 84 号)第 4 条で定める衝撃に関する事項

次の図のとおり

(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

(4) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名(番号)

- 宇土川-2 (445-1-022-2)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
山都町川野
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令 (平成 13 年政令第 84 号) 第 4 条で定める衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (5) ア 土砂災害警戒区域の箇所名 (番号)  
山下川 (445-1-023)
- イ 土砂災害警戒区域の所在地  
山都町川野
- ウ 土砂災害警戒区域の表示  
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (6) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)  
菅川 1 (445-1-024)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
山都町菅
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令 (平成 13 年政令第 84 号) 第 4 条で定める衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (7) ア 土砂災害警戒区域の箇所名 (番号)  
菅川 2 (445-1-025)
- イ 土砂災害警戒区域の所在地  
山都町菅
- ウ 土砂災害警戒区域の表示  
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (8) ア 土砂災害警戒区域の箇所名 (番号)  
日南田川 (445-2-020)
- イ 土砂災害警戒区域の所在地  
山都町三ヶ
- ウ 土砂災害警戒区域の表示  
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (9) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)  
片布田沢 (445-2-031)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
山都町三ヶ
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令 (平成 13 年政令第 84 号) 第 4 条で定める衝撃に関する事項

- 次の図のとおり  
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (10) ア 土砂災害警戒区域の箇所名 (番号)  
 大野沢 (445-2-033)  
 イ 土砂災害警戒区域の所在地  
 山都町上寺  
 ウ 土砂災害警戒区域の表示  
 次の図のとおり  
 エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
 土石流
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (11) ア 土砂災害警戒区域の箇所名 (番号)  
 西の切川 (445-2-034)  
 イ 土砂災害警戒区域の所在地  
 山都町下名連石  
 ウ 土砂災害警戒区域の表示  
 次の図のとおり  
 エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
 土石流
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (12) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)  
 西大矢川 1 (445-2-035)  
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
 山都町下名連石  
 ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
 次の図のとおり  
 エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
 土石流  
 オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令 (平成 13 年政令第 84 号) 第 4 条で定める衝撃に関する事項
- 次の図のとおり  
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (13) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)  
 西大矢川 2 (445-2-036)  
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
 山都町下名連石  
 ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
 次の図のとおり  
 エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
 土石流  
 オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令 (平成 13 年政令第 84 号) 第 4 条で定める衝撃に関する事項
- 次の図のとおり  
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (14) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)  
 杉ノ鶴沢 (445-2-045)  
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
 山都町御所  
 ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
 次の図のとおり  
 エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
 土石流  
 オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令 (平成 13 年政令第 84 号) 第 4 条で定める衝撃に関する事項
- 次の図のとおり  
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (15) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)  
 上菅川 (445-2-051)  
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地

- 山都町菅
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策  
の推進に関する法律施行令（平成 13 年政令第 84 号）第 4 条で定める衝撃に関  
する事項  
次の図のとおり  
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び上益城地域振興局土木  
部に備え置いて縦覧に供する。）
- (16) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）  
笈石川（445-2-052）
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
山都町菅
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策  
の推進に関する法律施行令（平成 13 年政令第 84 号）第 4 条で定める衝撃に関  
する事項  
次の図のとおり  
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び上益城地域振興局土木  
部に備え置いて縦覧に供する。）
- (17) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）  
大藪川（445-2-053）
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
山都町菅
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策  
の推進に関する法律施行令（平成 13 年政令第 84 号）第 4 条で定める衝撃に関  
する事項  
次の図のとおり  
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び上益城地域振興局土木  
部に備え置いて縦覧に供する。）

## 公 告

## 熊本県公告第 686 号

熊本県電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律施行条例（平成 15 年熊本県  
条例第 70 号。以下「条例」という。）に基づき、次のとおり手数料の額を承認したので公  
告する。

平成 19 年 8 月 17 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

## 1 情報提供手数料

条例第 3 条第 1 項に規定する情報提供手数料

情報提供手数料は、以下の（2）及び（10）を除き、署名検証者もしくは団体署名検  
証者が運営している独立した電子申請・届出システム（以下「電子申請システム」とい  
う。）ごとに徴収する。

（1）電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律（平成 14 年法律第 153 号）第  
17 条第 1 項第 1 号に掲げる者で、行政手続等における情報通信の技術の利用に関す  
る法律（平成 14 年法律第 151 号）第 2 条第 2 号に規定する行政機関等のうち、同号  
のハに掲げるものが署名検証者として運営する電子申請システムの場合における情  
報提供手数料 無料

（2）政府認証基盤（GPKI）の証明書検証サーバーを経由して失効情報を取得する電子  
申請システムの場合

ア OSCP レスポンダ照会方式または CRL 提供方式による失効情報の提供に係る手  
料 失効情報の提供をうける府省ごと（政府認証基盤における府省認証局ごと）に  
年間 1,000,000 円

イ 失効情報ファイルの提供に係る手数料 1日かつ 1 都道府県当たり 700 円

（3）電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律第 17 条第 1 項第 1 号に掲げ

る者で、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第 2 条第 2 号のハに掲げるもの以外の行政機関等及び電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律第 17 条第 1 項第 2 号に掲げる者が署名検証者として運営する電子申請システムで、(2) に該当しない場合

ア OCSP レスポンダ照会方式による失効情報の提供に係る手数料 事務費用 (年間 100,000 円) + 1 件当たり 10 円×アクセス件数

イ CRL 提供方式による失効情報の提供に係る手数料

(ア) 毎日 1 回ずつ全都道府県の CRL を取得する方式による場合 年間 2,000,000 円

(イ) 1 年のうち決まった日数のみ全都道府県の CRL を取得する方式による場合  
事務費用 (年間 100,000 円) + 取得した日数当たり 10,000 円×日数 (2,000,000 円を上限とする)

(ウ) (ア) 及び (イ) とともに特定の都道府県の CRL のみを取得する場合 事務費用 (年間 100,000 円) + 事務費用を除いたそれぞれの単価に、当該都道府県の数 47 で除して得た数を乗じて得た額 (2,000,000 円を上限とする)

ただし、得られた額の端数処理については、次のとおりとする。

(ア) については、10,000 円未満を切り上げた額

(イ) については、1,000 円未満を切り上げた額

ウ 失効情報ファイルの提供に係る手数料 1 日かつ 1 都道府県当たり 700 円

ただし、OCSP レスポンダ照会方式と CRL 提供方式を併用している場合 OCSP レスポンダ照会方式にかかる事務費用 (年間 100,000 円) 分は無料

複数署名検証者等による共同運営の電子申請システムの場合 主たる署名検証者等 (代表者) から一括徴収する。

(4) 電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律第 17 条第 1 項第 3 号に掲げる者が署名検証者として運営する電子申請システムの場合 (3) と同額

(5) 電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律第 17 条第 1 項第 4 号及び第 5 号に掲げる者が署名検証者として運営する電子申請システムの場合 (3) のア、イ及びウの手数料の 2 倍 (4,000,000 円を上限とする)

(6) 電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律第 17 条第 1 項第 6 号に掲げる者が署名検証者として運営する電子申請システムの場合 (3) と同額

(7) 電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律第 17 条第 5 項第 1 号に掲げる団体又は機関が団体署名検証者として運営する電子申請システムの場合 (3) と同額

(8) 電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律第 17 条第 5 項第 2 号に掲げる団体又は機関が団体署名検証者として運営する電子申請システムの場合 (3) と同額

(9) (2) から (6) までに掲げる署名検証者として運営する電子申請システム又は (7) から (8) までに掲げる団体署名検証者として運営する電子申請システムが、(2) から (8) までに含まれる別の規定に基づく署名検証者又は団体署名検証者として運営する電子申請システムを兼ねる場合 それぞれの規定に基づく情報提供手数料の合計額

(10) 署名検証者として (2) アに掲げる失効情報の提供をうける府省が、団体署名検証者としても (2) アに掲げる失効情報の提供をうける場合 署名検証者としての (2) アの規程に基づく情報提供手数料に加え、団体署名検証者としても (2) アの規程に基づく情報提供手数料を徴収する。

## 2 適用開始日

平成 20 年 4 月 1 日

### 登載依頼

熊本県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 19 年 8 月 17 日

熊本県人事委員会委員長 清 塘 英 之

### 熊本県人事委員会規則第 27 号

熊本県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

熊本県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則 (昭和 41 年熊本県人事委員会規則第 11 号) の一部を次のように改正する。

別表市町村の表字城市の項職名の欄中「部長 総括審議員」を「部長 会計管理者 総括審議員」に、「人事給与係長」を「職員係長」に、「部長 課長 政策審議員」を「部長 課長 政策審議員 指導主事」に改め、同表阿蘇市の項職名の欄中「課長 審議員 課長補佐」を「部長 会計管理者 課長 審議員 課長補佐 室長 人事係長 財政係長」に、「事務長 副院長 事務次長」を「事務局長 副院長 事務局次長」に、「教育長 課長 課長補佐」を「教育長 部長 局長 審議員 次長」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。